⑭　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑮～⑲　第１号１⑮～⑲に同じ。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年８月27日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から圏央道織部前地区高架橋上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　第１号２⑴①に同じ。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　第１号２⑴③に同じ。

④　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の工事の製作及び架設の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。

ア）３径間以下の鈑桁橋

イ）３径間以下の箱桁橋

ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が45m以上であること。

㋓　床版支間5.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係わるものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑤～⑧　第１号２⑴⑤～⑧に同じ。

⑵　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成25年４月から平成26年３月を予定する。

①　第１号２⑵①に同じ。

②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴④に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

③　第１号２⑵③に同じ。

⑶　第１号２⑶に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「技術提案」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「合成床版施工時のコンクリートの品質管理に係わる具体的な配慮事項」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③～④　第１号３⑵③～④に同じ。

⑤　②㋐の「合成床版施工時のコンクリートの品質管理に係わる具体的な配慮事項」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第１号３⑶に同じ。

⑷　⑵②㋐「合成床版施工時のコンクリートの品質管理に係わる具体的な配慮事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

⑸　第１号３⑸に同じ。

４　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。

⑹　第１号４⑹に同じ。

①～②　第１号４⑹①～②に同じ。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成24年11月19日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成24年11月22日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　その他

⑴～⑱　第１号５⑴～⑱に同じ。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　The same with notice above (no. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Oribemae area viaduct.